

年 月 日

水戸市長 宛

移住支援金移住前相談票

わくわく茨城生活実現事業，茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき，本申請の要件を満たす予定のため，移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者(※)の人数	人
		テレワーク		関係人口	移住予定日	年 月 日

※本申請予定日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者

3 過去の移住支援金の受給について（該当する場合は○を付けてください）

過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。 ※ただし，移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が，5年以上経過し，18歳以上となり，都道府県及び市町村が認める場合を除く。
--

4 関係書類

- ・水戸市移住支援金チェックリスト（別紙1）
- ・戸籍附票等，移住元の居住履歴がわかる資料
- ・就業証明書（任意様式）等，移住元での勤務履歴がわかる資料（東京圏対象区域に居住し，特別区で勤務をしていた者のみ）

注意事項

- ・移住前に当相談票を提出しなかった場合は，移住支援金を受給することが出来ません。また，本申請の時点で予算額に達していた場合は，移住支援金を受給できない場合があります。
- ・移住後3ヶ月が経過したとき等，本申請の要件を満たすことになったときは，速やかに本申請を行って下さい。

(別紙 1)

水戸市移住支援金 チェックリスト

移住支援金の交付は、本申請をした日から5年以上継続して水戸市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の 10 年間について、下記①～③のいずれかに該当する		☐
☐	①「東京 23 区に住民票を置いている期間」が通算 5 年以上である。	
☐	②「東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算 5 年以上である。 なお、東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職し、通勤した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が 5 年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の 1 年間について、下記①～③のいずれかに該当する		☐
☐	①「東京 23 区に住民票を置いていた期間」が連続して 1 年以上である。	
☐	②「東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して 1 年以上である。 なお、東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京 23 区への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して 1 年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記（１）～（５）の いずれか に該当する		☐
（１）テレワークに関する要件 下記①～⑤の 全て に該当する		
☐	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
☐	②国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）)又はその前歴事業の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
☐	③移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。	
☐	④勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（通勤実績がある場合は要相談）。	
☐	⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住にあたり、新たに水戸市内において住宅を新築または水戸市内の住宅を購入したこと。	
（２）関係人口に関する要件 下記①～⑥の いずれか に該当し、かつ下記⑦～⑧の いずれか に該当する		
☐	①茨城県が実施した関係人口創出事業に参加したことがあること。	
☐	②水戸市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、以下のア～ウの 全て に該当すること。 ア 上記支援を受けた証明を水戸市から受けていること。 イ 上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和6年4月1日以降に起業していること。 ウ 起業した事業所の所在地が水戸市内にあること。	
☐	③水戸市又はいばらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する宿泊を伴う移住体験事業に参加し、以下のア及びイの両方又はウに該当すること。 ア 本市に住民登録し、引き続き6か月間以上居住していること。 イ 市内事業所へ新たに就職（期間の定めのない雇用契約）していること。 ウ 市内に自己用住宅を新築又は購入し、当該住宅を現住所として住民登録をしていること。	
☐	④水戸市に1年以上、居住歴があること。	
☐	⑤転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録していること。	
☐	⑥申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で水戸市へのふるさと納税の寄付実績があること。	
☐	⑦県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継したこと。	
☐	⑧市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていること。 (※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。	

(3) 就職（一般）に関する要件 下記①～③の 全て に該当する	
☐	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること（予定を含む）。
☐	②就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
☐	③週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
(4) 就職（専門人材）に関する要件 下記①～③の 全て に該当する	
☐	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む）。
☐	②週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
☐	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
(5) 起業に関する要件 下記に該当する	
☐	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む）

3 その他の要件

下記①～④の 全て に該当する		☐
☐	①水戸市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。(※) (※) 災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請日から 5 年以内に水戸市から転出した場合は返金の対象となります。	
☐	②暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	③日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。	
☐	④過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	

4 世帯の場合

下記①～②の 全て に該当する		☐
☐	①申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
☐	②申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が 3 月以上 1 年以内である必要あり)	